

随意契約理由書

工事名：堺泉北港 漂流物緊急処分工事

クジラの死骸が漂流する事案が発生し、これにより船舶の安全航行に支障をきたしていることから、水上警察より至急撤去するよう依頼があり、さらに、このまま漂流を続けると悪臭と腐敗物による漁業への影響も懸念されるため、早急に処分工事を実施する必要が生じた。

本工事は緊急性が非常に高く、かつ見積書を徴取する時間的余裕がなく、直ちに発注しなければ海上運航及び漁業に支障をきたす。

以上のことから、令和3年度 災害時等施工能力事前審査認定業者名簿（鳳土木事務所）に登録がある業者の中で、当該現場に精通し、かつ運搬するトレーラー等を含む資材を迅速に調達することができる泉環境整備株式会社と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により、随意契約を締結するものです。